

3 3 南海トラフ地震対策等の推進について

(財務省、内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、復興庁)

① 基幹的広域防災拠点の整備、耐震化対策の促進等について

【内容】

- (1) 愛知県地域強靱化計画に位置付けた国の直轄事業を推進するとともに、県等が行う事業を早期に進められるよう、南海トラフ地震防災対策推進地域内の地震対策に用途を限定した特定財源を捻出するなど、必要な財政措置を講ずること。
- (2) 政府の現地対策本部としての施設整備がなされた「名古屋市三の丸地区」と同様に、「名古屋飛行場（小牧基地）」及び「名古屋港」においても、基幹的広域防災拠点として早急に整備を進めること。
- (3) 学校などの教育施設、上下水道、道路・街路、河川、砂防、海岸、港湾、漁港、ため池、排水機場などの公共構造物、防災拠点となる市町村庁舎などの施設、県民が利用する公的施設や民間住宅・民間建築物の耐震化、市街地の防災機能を高める土地区画整理事業及び狭あい道路の解消の促進並びに広域避難場所等となる都市公園の整備促進を図ること。
また、リニア中央新幹線や広域道路ネットワークなどの着実な整備により、基幹的広域交通のリダンダンシーの確保を図ること。
- (4) 地震・津波被害の軽減のため、東海地域における活断層の長期評価などの調査・研究を早急に進めること。
- (5) 被災者支援総合交付金で行っている東日本大震災の被災者の生活再建支援については、引き続き実施する必要があることから、国において必要な財源を確保すること。
- (6) 被災者生活再建支援制度の適用範囲について、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと。
- (7) 防災行政用無線をはじめとする重要無線通信については、「伝搬障害防止区域」として全ての電波伝搬路を指定されるよう、電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第37号）を改正すること。
- (8) 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行えるよう、国有地等公有財産の活用などによる災害廃棄物の仮置場や仮設処理施設用地の確保、廃棄物処理に関する規制の見直しなど更なる法制度の整備を図るとともに、国・地方自治体・事業者による広域的な災害廃棄物処理体制の整備を進めること。
- (9) 亜炭鉱跡に対する防災事業として、亜炭鉱跡の実態を把握するための調査及びそれに伴い必要となる充填工事を一体的に行う事業を実施すること。

(背景)

- 国が示した南海トラフ巨大地震の被害想定では、最大で全国の死者数が約32.3万人、経済的な被害の合計が約220.3兆円となるなど、この巨大災害は、まさに我が国全体の国民生活・経済活動に深刻な影響が生じる国難となるものであり、国土を強靱化する上での最大の課題である。
- 本県においては、地域特性や被害予測調査結果等を踏まえて平成26年12月に第3次あいち地震対策アクションプランを、平成27年8月に国土強靱化地域計画(「愛知県地域強靱化計画」)を策定したところであるが、国においては、国土全体の強靱化を的確に推進するため、各地域の計画を踏まえた上で、直轄事業の実施や県等が取り組むハード・ソフト対策への財政措置等を行う必要がある。
- 中部圏内の各機関の合意により策定した中部圏広域防災ネットワーク整備計画に基づき、政府現地対策本部の設置に必要な施設整備がなされた「名古屋市三の丸地区」と同様に、「名古屋飛行場(小牧基地)」及び「名古屋港」においても、中央防災無線等の通信インフラを完備した基幹的広域防災拠点として早急に整備する必要がある。
- 平成28年熊本地震では、防災拠点となる市町村庁舎の耐震化等の揺れ対策が課題となった。南海トラフ地震では、より大きな被害が想定されるため、公共構造物等の耐震化対策の促進等は喫緊の課題となっている。
- 政府の地震調査推進本部において、各地域の活断層の長期評価が公表されているが、東海地域においてはまだ実施されておらず、「東海地域の活断層の長期評価」などの調査・研究を早急に進める必要がある。
- 本県では、避難生活を余儀なくされている被災者に対して、地域での孤立やそれに伴う孤立死等を防止するために、被災者支援総合交付金を活用し、東日本大震災の被災者の相談支援や見守り等を行っているが、こうした取組は、引き続き実施する必要がある。
- 現行制度では、被災者生活再建支援法の適用対象となる災害において、同じ災害で被災しても支給対象とならない地域が生じるといった不均衡がある。
- 防災行政用無線は、南海トラフ地震発生時に県と市町村等をつなぐ重要な情報通信手段であるが、一部の電波伝搬路上に高層建築物が建設され、通信が途絶される事案が発生した。この電波伝搬路は、電波法上の「伝搬障害防止区域」外であったため、電波の伝搬障害が建設後にしか覚知できず、事前対策がとれなかった。防災行政用無線をはじめとする重要無線通信の大規模災害時での有用性に鑑み、基準改正の必要がある。
- 南海トラフ地震の発生が予想される中、亜炭採掘跡の実態調査や予防的充填工事は住民の安全のために必要であるが、巨額な費用が必要となり資金面での国の支援は不可欠で、春日井市等から継続的な支援要請がある。

(参考)

◇ 南海トラフ地震に係る被害想定

○ 建物被害(全壊・焼失棟数)

	揺れ・液状化	浸水・津波	急傾斜地崩壊	火災	合計
愛知県想定	約258,000棟	約22,000棟	約700棟	約101,000棟	約382,000棟

○ 人的被害(死者数)

	建物倒壊	浸水・津波	急傾斜地崩壊	火災	合計
愛知県想定	約14,000人	約13,000人	約70人	約2,400人	約29,000人

○ 災害廃棄物等発生量

	災害廃棄物	津波堆積物	合計
愛知県想定	20,625千トン	6,465千トン	27,090千トン

3 3 南海トラフ地震対策等の推進について

(財務省、内閣府、警察庁、農林水産省、国土交通省)

②ゼロメートル地帯の災害対策の推進について

【内容】

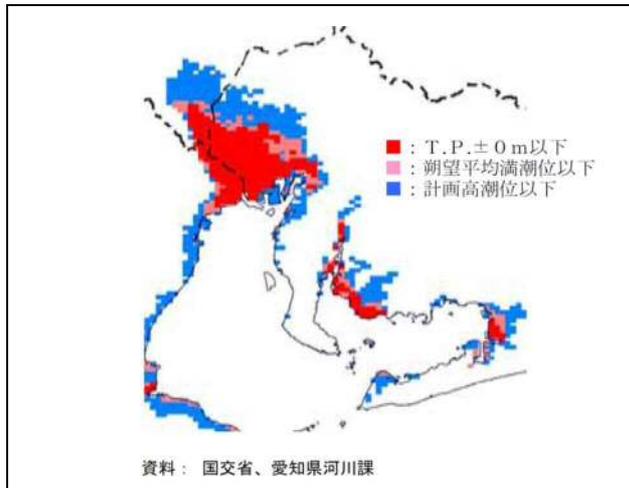
- (1) ゼロメートル地帯について、直轄河川堤防の地震・津波、高潮対策を推進するとともに、新たな財源、防災・安全交付金や農山漁村地域整備交付金などによる国の強力な支援により、県管理の河川・海岸堤防や排水機場などの地震・津波、高潮対策を促進すること。
- (2) ゼロメートル地帯については、浸水からの避難対策を強化・推進するため、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に準じた特段の財政措置を講ずること。
- (3) ゼロメートル地帯については、堤防の沈下等により広域的に浸水した場合の避難場所及び避難経路の整備並びに災害応急対策活動が迅速かつ的確に実施できる広域的な防災活動拠点の整備について、特段の財政措置を講ずること。
また、沿岸部の高い場所にある道路区域の活用に向けて、避難者や通行車両の安全確保などの課題への対策を早急に講ずること。

(背景)

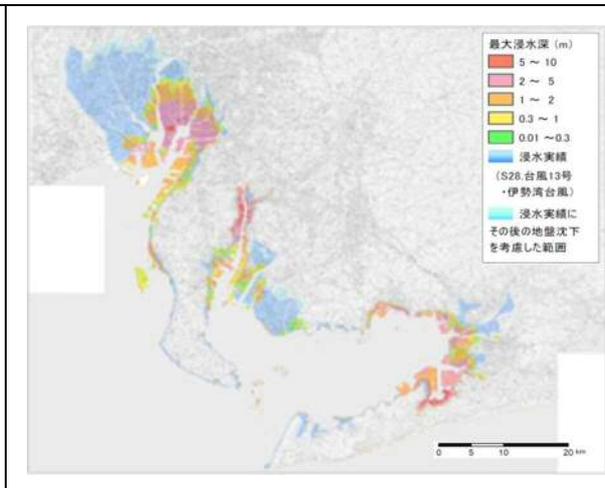
- 愛知県には、日本最大のゼロメートル地帯である濃尾平野など広大なゼロメートル地帯が広がっているが、こうした地域は、河川や海岸の堤防等が被災した場合には、広範囲が浸水するとともに、自然には排水されないことから長期的に湛水する恐れがある。
- 本県では、南海トラフ地震に係る被害予測調査（H26.5公表）を実施しているが、本調査では、堤防等の被災を前提とした結果、国の被害想定（H24.8公表）を上回る広い範囲が浸水し、特にゼロメートル地帯においては、河川や海岸付近で地震発生直後から浸水が始まるところがあると想定された。その結果、最悪のケースでは、死者数約29,000人のうち浸水・津波による死者が約13,000人とされた。
- また、平成21年に三河湾で伊勢湾台風に匹敵する潮位となったことを契機として設定した高潮浸水想定（H26.11公表）において、最大クラス（室戸台風級）の高潮では、27,000haを超える浸水が想定された。
- こうしたことから、ゼロメートル地帯においては、まず浸水を防止するため、河川・海岸堤防や排水機場などの耐震対策とともに、高潮対策が重要である。本県においては、第3次あいち地震対策アクションプランを策定するとともに河川整備計画や海岸保全基本計画に位置付け、地震・津波、高潮対策の着実な事業推進を図っているところである。
- これに加え、浸水した場合の備えも重要である。広大な地域が浸水した場合には、現状では、避難場所の確保や災害応急対策活動を実施するための拠点の確保が困難である。そのため、これらに対応可能な新たな避難場所や防災活動拠点の整備のほか、高い場所にある道路区域等の避難時の活用が必要となっている。

(参 考)

◇愛知県周辺のゼロメートル地帯

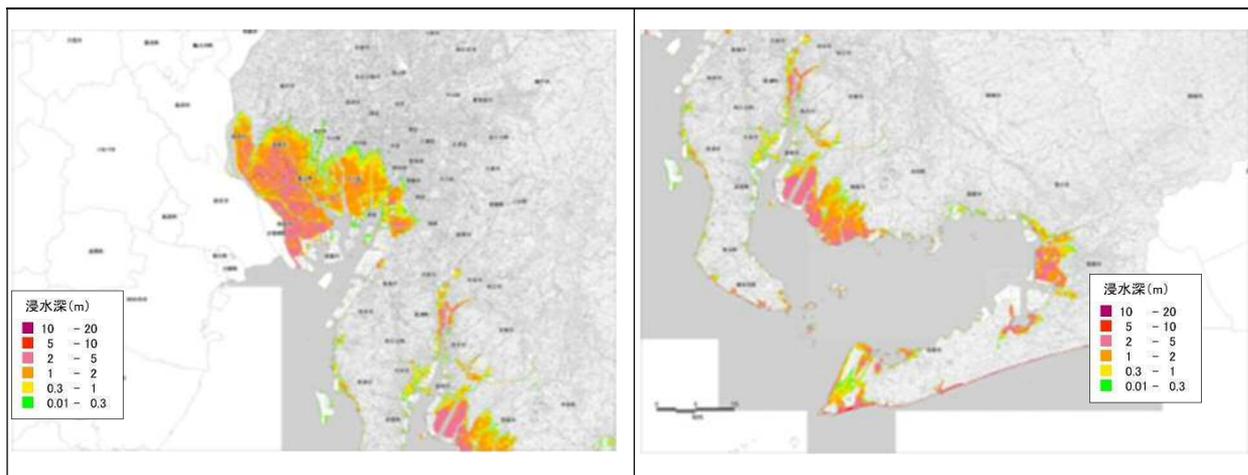


◇高潮浸水想定（平成 26 年 11 月）

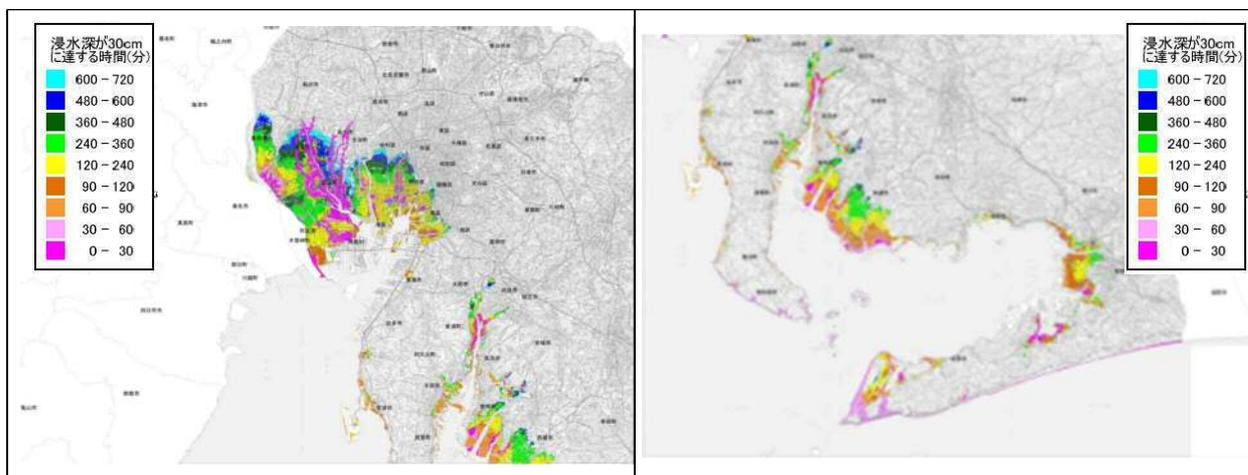


◇ 南海トラフ地震に係る被害予測調査（平成 26 年 5 月）

【浸水想定域：理論上最大想定モデル（津波ケース①）】



【浸水深が 30cm に達する時間：理論上最大想定モデル（津波ケース①）】



3 4 社会インフラの老朽化対策について

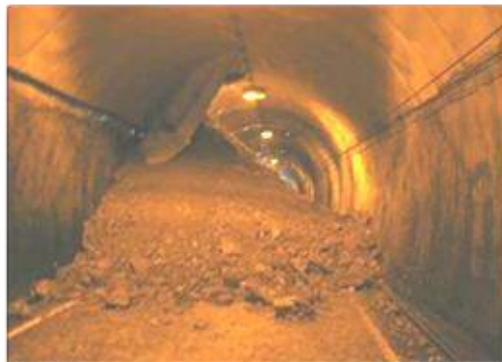
(財務省、内閣官房、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

【内容】

- (1) 本県では、平成26年度に策定した「愛知県公共施設等総合管理計画」に基づき、「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」の策定、施設の点検・診断及び修繕・更新に取り組んでいるところであるが、社会インフラの老朽化に伴う事故や機能不全は、県民の生命・財産を危うくするのみならず、経済活動にも支障を及ぼすことから、防災・安全交付金の必要額の確保など、財政支援の充実を図ること。特に法定点検を実施している道路施設については、老朽化対策に係る別枠予算を確保すること。
- (2) 膨大な社会インフラを管理する地方の負担軽減のため、コスト縮減、作業の効率化等に資する新技術の開発及び新たな知見の技術指針への反映など、技術的支援を強化すること。

(背景)

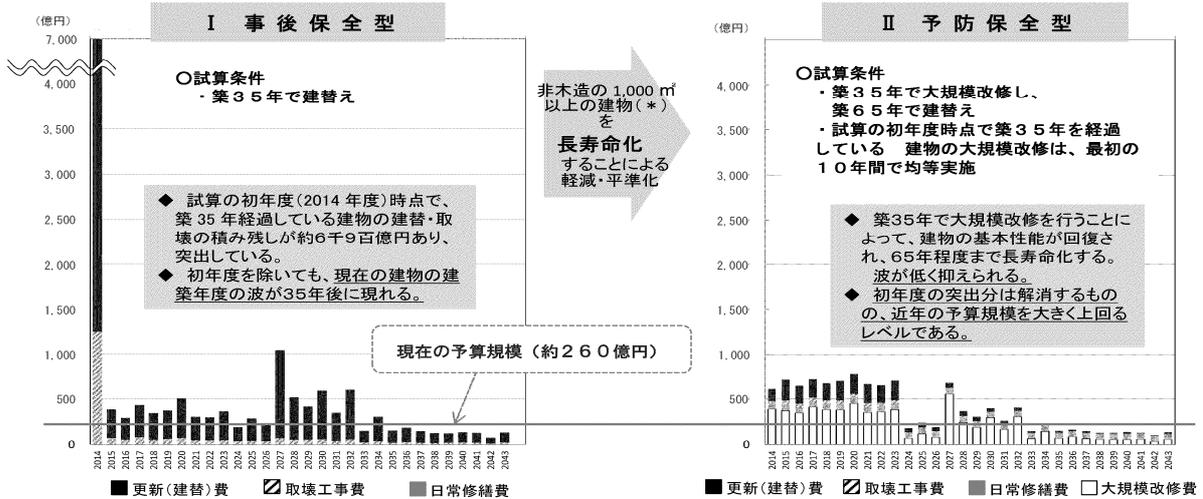
- 我が国においては、戦後の復興期から高度経済成長期にかけて、庁舎、学校、公営住宅、病院等の公共施設（建築物）や空港、都市公園、下水道、道路、河川、海岸、砂防、港湾、漁港、上水道、工業用水道、農業水利施設等のインフラ資産が集中的に整備されたが、これらの施設の高齢化が急速に進んでいる。
- こうした状況の中、本県では、施設の老朽化対策を軸とした利活用最適化の基本方針である「愛知県公共施設等総合管理計画」を平成27年3月に策定し、計画的に必要な対策を講じていくこととしている。
- 現在、この計画に基づき、点検・診断により施設の状態を正しく把握した上で「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」の策定に取り組み、策定されたものから順次、メンテナンスサイクル（点検・診断、修繕・更新）を推進しているが、個別施設計画に基づく予防保全型の維持管理に移行しても、現在の規模を上回る予算が必要となる状況であることから、こうした取組を確実に進めるため、個別施設計画の策定とそれに基づく点検・診断、修繕・更新、集約化等への財政措置など、国からの継続的な支援が不可欠である。
- また、地方が適正な水準の下でメンテナンスサイクルを推進するためには、膨大な数の社会インフラの点検・診断、修繕・更新、集約化等を確実に行うことが求められているが、維持管理費用の増大、技術者の不足等が課題となっている。そのため国においては、コスト縮減や作業の効率化に資する新技術の開発及び新技術の普及状況や全国的な点検・診断結果を集約して得られる新しい知見等の各種技術指針への反映など、技術的支援を講ずることが必要である。



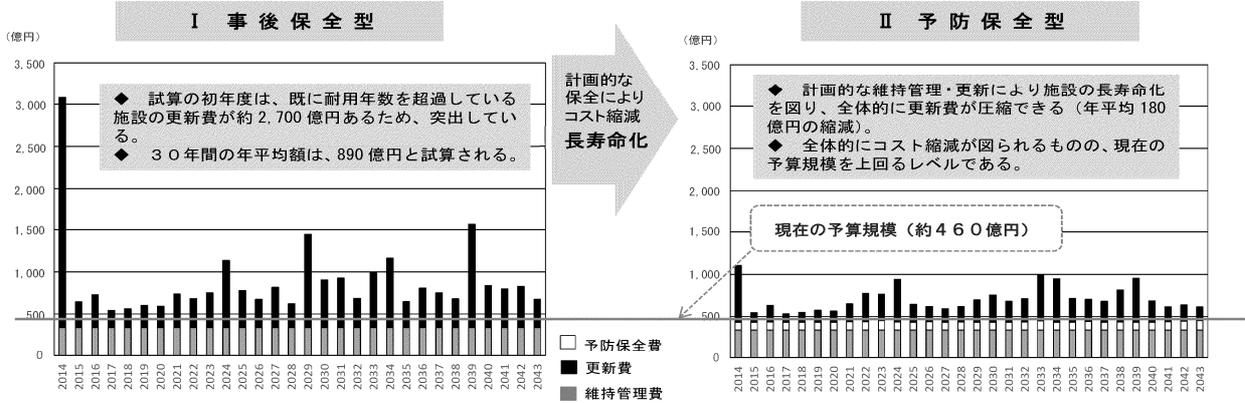
経年劣化による背面空洞が原因とされるトンネルの崩落。<旧(国)151号太和金トンネル(東栄町・豊根村;H23.8発生)>

(参 考)

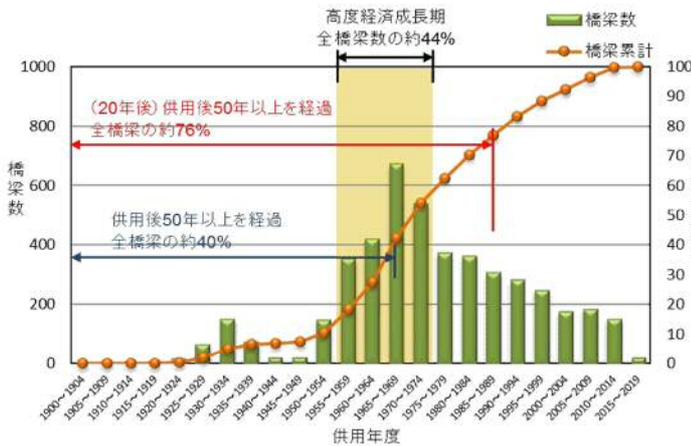
事業用資産（建物）の維持・更新費用の試算（愛知県）



インフラ資産（工作物及び建物）の維持・更新費用の試算（愛知県）



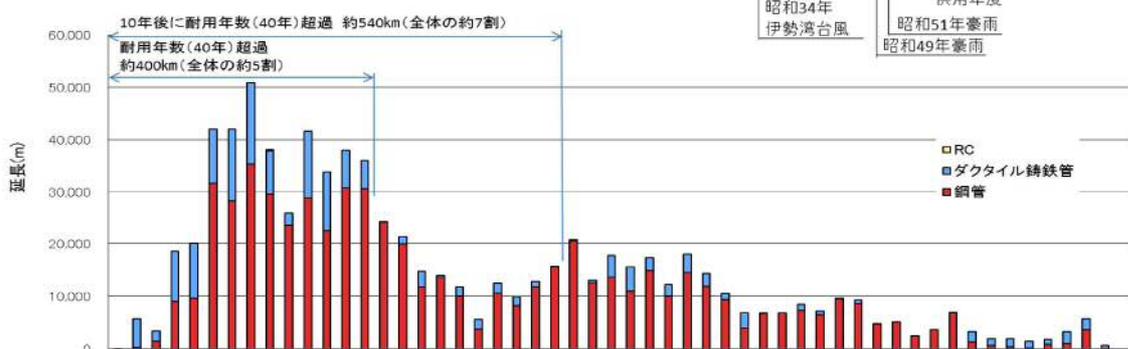
◇橋梁の高齢化状況（愛知県橋梁）



◇河川施設（排水機場・水門等）の高齢化状況



◇県営水道の竣工年度別管路延長（愛知県）



35 治水・利水対策の推進について

(財務省、国土交通省)

【内容】

- (1) 水害や土砂災害から県民の生命・財産を守り、安全で安心な社会生活を実現するため、直轄事業を推進すること。特に、庄内川における洗堰の締切りに向けた河川改修事業、豊川における霞堤の対策及び矢作ダム of 洪水調節機能増強を強力に推進すること。
- (2) 日本最大のゼロメートル地帯を始めとする低平地などの浸水被害や山地丘陵地などにおける土砂災害を軽減するために、防災・安全交付金などによる国の強力な支援により、県管理河川の河川改修事業や土砂災害危険箇所での砂防事業を促進すること。特に、甚大な浸水被害が発生した名古屋近郊の八田川・地蔵川の早期整備に向け、床上浸水対策特別緊急事業を強力に促進すること。また、豊橋市街地の柳生川地下河川整備や日光川2号放水路など大規模事業を計画的に実施するための補助事業など予算制度を拡充すること。併せて、住民の速やかな避難に結びつく対策などソフト施策についても支援すること。
- (3) 設楽ダム建設事業については、事務事業の合理化・効率化を図りつつ着実に推進すること。なお、事業推進に際しては水源地域の住民への生活再建対策に万全を期すこと。併せて、県の財政的な負担の軽減を図るとともに、県内他地域における公共事業に進捗の遅れなどの影響を及ぼさないようにすること。

(背景)

- 西日本を中心に甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨を始め、全国各地で豪雨による河川氾濫や土砂災害が発生している。
- 本県は、西部のゼロメートル地帯など低平地が多く、洪水の想定氾濫区域は県土のおよそ2割を占め、区域内には約300万人が居住し40兆円を超える資産が存在している。県民が安全で安心な社会生活を営むためには、河川改修、ダム建設、既存施設等の徹底的な機能確保や広域的な危機管理対策を図り水害を軽減する必要がある。
- また、県土のおよそ6割を山地丘陵地が占め、1万8千箇所もの土砂災害危険箇所が存在している。土砂災害は、住民の生命又は身体に著しい危害が生ずる恐れのある災害であることから、本県では、平成31年度までに全ての土砂災害危険箇所について、土砂災害警戒区域等の指定に係る基礎調査を終えるよう全力で取り組んでいる。これに合わせ、土砂災害防止施設等の整備についてもさらに促進し、土砂災害を軽減する必要がある。
- さらに「中小河川緊急治水対策プロジェクト」に基づき、再度の氾濫防止対策、洪水時の水位監視及び土砂・流木対策を推進する必要がある。
- 庄内川においては、東海豪雨を契機として河川激甚災害対策特別緊急事業（激特事業）により事業進捗が図られてきたが、平成23年9月の台風15号により、激特事業後初めて洗堰から越水したため、洗堰の締切りに向けた西枇杷島地区の狭窄部対策などを求める声が強まっている。また、激特事業区間から上流の名古屋市守山区で越水するなど、被害が生じたことから、激特区

間上流部での河川改修と、流出土砂による災害防止のための庄内川水系砂防事業を推進する必要がある。豊川においても、霞堤から氾濫し、甚大な浸水被害が発生したことから、早期の対策が必要である。さらに矢作川においても東海豪雨時に甚大な被害が発生したことから矢作ダムの洪水調節機能の増強とダム下流の河道整備が必要である。

- 庄内川の支川である県管理河川の八田川においても、庄内川よりも堤防が低いことから、同台風により越水し、また、地蔵川においても河道の流下能力不足から越水及び内水氾濫により、大きな浸水被害が発生した。そのため、八田川については堤防整備、地蔵川については排水機場整備による、再度災害防災対策を早急に完了させる必要がある。
- 柳生川では、平成20年8月末豪雨で60分最大雨量76mmの降雨により、豊橋市街地内で越水等による大規模な家屋浸水被害が発生し、国道259号や豊橋鉄道渥美線が冠水し重要交通網が寸断したことから、地下河川の整備促進を、日光川では、平成20年8月末豪雨や平成23年8月豪雨などに浸水が頻発している区間における流量低減効果が見込まれる2号放水路の整備促進を図っていく必要がある。
- 東海豪雨を受けて、水害に直面した時に住民が正しい行動を取れるよう「みずから守るプログラム」を県独自に展開している。また、県管理河川の水防災協議会において取りまとめた取組方針（H29.12策定）に基づき、ハード対策とソフト対策を一体的に推進していく必要がある。
- 設楽ダム建設事業は、東三河地域の治水・利水対策を進める事業であるが、巨額な事業費を要する事業であることから、コスト縮減を始めとする事務事業の合理化・効率化を図る必要がある。また、地元設楽町民の日常生活の維持に不可欠な道路の整備など、引き続き生活再建対策の推進を図っていく必要がある。

（ 参 考 ）

◇県内の主な水害・濁水の状況



36 交通安全対策の推進について

(財務省、内閣府、警察庁、法務省、国土交通省)

【内容】

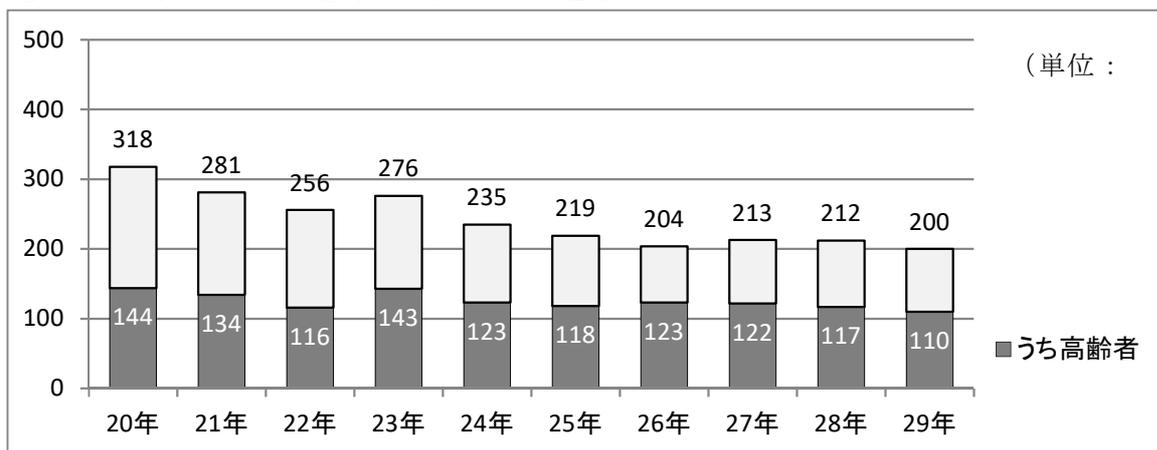
- (1) 車両運転中の「ながらスマホ」行為を防止するため、車両運転中のスマートフォン等の利用の危険性と、そうした行為によって重大な事故が発生することを十分認識させる必要があることから、マスメディア等を活用した効果的な広報啓発、全国的な取締り及び交通安全教育の拡充を行うこと。また、車両運転中の「ながらスマホ」行為は極めて悪質な行為であるため、「道路交通法」及び「自動車運転死傷処罰法」等を改正し罰則を強化すること。
- (2) 交通事故死者数に占める高齢者の割合が高く、高齢運転者による事故が全死亡事故に占める割合も年々増加しているため、高齢者の事故防止に向け、マスメディアを活用した効果的な広報啓発や交通安全教育を一層推進すること。
- (3) 全ての自転車利用者に対し、自転車は「車両」であることを徹底させ、車両運転者として規範意識の更なる醸成を図るため、「自転車安全利用五則」などを活用したルールの周知徹底と安全利用に資する教育を推進すること。
- (4) 安全・安心な道路交通環境の実現に向け、幹線道路の事故対策、生活道路の速度抑制等による安全対策、更には通学路等における歩行空間の整備を推進するとともに、県等が行う対策の促進を図るため、十分な財政措置を講ずること。
- (5) 誰もが安全で快適に移動でき、かつ、円滑な交通の確保を目指し、歩行空間のバリアフリー化や自転車利用環境等の整備を促進するとともに、高度交通管制システム（ITCS）等高度道路交通システム（ITS）の整備充実を図ること。

(背景)

- 本県における平成29年の交通事故死者数は200人で、平成15年から15年連続全国ワースト1位になるなど、交通事故情勢は依然として厳しい状況にあることから、交通事故防止に向けた広報啓発活動や交通安全教育を始めとするソフト事業と信号機の改良、面的な速度規制（ゾーン30等）と組み合わせた車道幅員の縮小、歩行空間のバリアフリー化などハード事業による交通安全対策を推進することが重要かつ喫緊の課題である。
- 県・県警及び県内の国の機関などが一体となって、第10次愛知県交通安全計画（平成28年度～32年度）を策定し、「平成32年までに、交通事故による年間の24時間死者数を155人以下とする」ことを目標としている。
- 本県では、平成28年に、車両運転中にスマートフォン向けのゲームアプリ「ポケモンGO」を利用したことが原因の死亡事故が2件発生し、その後も車両運転中の「ながらスマホ」が原因による死亡事故が発生している。
- 車両運転中にスマートフォン等を操作する「ながらスマホ」行為は、「道路交通法」で定める運転者の注意義務を意識的に果たしておらず、これによる事故の発生は、単純な過失とは明らかに一線を画し極めて悪質である。

- このため、車両運転中の「ながらスマホ」行為を防止するため、「ながらスマホ」行為は危険であり、重大な事故を招く恐れがあることをマスメディア等を活用して広く周知する必要がある。
また、車両運転中のスマートフォン利用等による行為が後を絶たない現状であることから、全国的な取締りや交通安全教育を拡充する必要がある。
さらに、「ながらスマホ」行為は、現行の「自動車運転死傷処罰法」では、前方不注意などが原因の死亡事故と同じ「過失運転致死罪」に留まり、より重い刑を科すことができる酒酔い運転などが原因の「危険運転致死罪」の適用はない。このため、「道路交通法」や「自動車運転死傷処罰法」等を改正して罰則を強化する必要がある。
- 昨年の高齢者の交通事故死者数は110人で、死者数全体の55.0%を占めている。
また、全国では高齢運転者による事故が相次いで発生し、社会的な問題となるなど、高齢者の交通事故防止対策は喫緊の課題である。
このため、国において高齢者の事故防止に向け、効果的な広報啓発や交通安全教育を推進する必要がある。
- 自転車利用者には、自動車運転者と同様に交通ルールを遵守しなければならないという意識が十分に浸透していないため、全ての自転車利用者に対して、自転車が道路交通法上の「車両」であることを周知徹底する必要がある。
このため、「自転車安全利用五則」などを活用した車両として従うべき基本的なルールの周知徹底や自転車教室の開催支援などを通じて安全利用の教育を推進し、規範意識の更なる醸成を図る必要がある。
- 幹線道路においては、国の「愛知県事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」及び県等による「事故危険箇所対策」を強力に推進する必要がある。また、交差点事故の減少を図る上で効果的な信号機の改良等や、道路標識・道路標示の整備を推進し、的確な交通管理を図っていく必要がある。
- 生活道路での交通事故の多いエリアにおいては、走行速度の抑制や通過交通の進入抑制を図り「人優先の安全・安心な歩行空間」を確保するため、面的な速度規制（ゾーン30等）と組み合わせた車道幅員の縮小、ハンプの設置等の対策を行うなど、面的かつ総合的な交通事故抑止策を促進する必要がある。
- 通学路の交通安全を確保するため、県内の全ての市町村で策定した「通学路交通安全プログラム」に基づき、学校・警察・道路管理者が連携し、危険箇所の解消に向け、合同点検の実施や対策の改善・充実等、持続的な取組を促進する必要がある。
- 高齢者を始め障害者や子育て世代等、全ての人々が安心して活動できる社会を実現するため、歩行空間のバリアフリー化や安全な自転車利用環境等の整備を推進し、誰もが快適に移動できる道路交通環境の確保に努めていく必要がある。
- また、安全で快適な道路交通環境の実現はもとより、地球温暖化の防止など様々な観点から、交通流・量の変動にきめ細かく対応した信号制御等を可能とするITCS等ITSの整備を推進していくことが必要である。

（参考）愛知県の交通事故死者数の推移



37 安全なまちづくりの推進について

(財務省、内閣府、警察庁)

【内容】

- (1) 県民の身近で発生する犯罪等の未然防止及び発生時の早期対処、サイバー犯罪等、新たな治安上の脅威への的確な対応、弘道会を始めとする暴力団等の壊滅に向けた各種取組の推進、犯罪被害者支援の一層の推進及び大規模災害への迅速な対応のため、警察官の増員等を行うこと。
- (2) 老朽化が進む警察施設の計画的整備に対し、補助金の見直しを図ること。
- (3) 犯罪を許さない安全なまちづくりに向けて、自主防犯活動への支援や犯罪が起きない生活環境づくりなど、地域の実情に合った地域安全施策を総合的に推進できるよう、所要の財政措置を講ずること。

(背景)

○ 平成29年は、犯罪の抑止に向けた総合対策を推進した結果、刑法犯認知件数は前年対比で約6.8%減少したが、県民にとって身近な犯罪である住宅対象侵入盗については11年連続全国ワースト1位であり、殺人や強盗、強制性交等の凶悪犯罪も後を絶たず、犯罪被害者等に対する適切な支援が求められている。また、ストーカー・DV事案等の恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案や児童虐待事案が増加しているほか、サイバー空間の脅威も深刻化している。

加えて、六代目山口組と神戸山口組に任侠山口組を加えた三つ巴の対立抗争は、県民に大きな不安を与えており、六代目山口組の中核組織である弘道会の本拠がある本県においては、情報収集、警戒の強化及び取締りの徹底等により、組織の壊滅を図る必要があるなど、本県の治安情勢は極めて憂慮すべき状況にある。

また、南海トラフ地震の発生により甚大な被害が予想される本県においては、災害対策も重要な課題となっている。

こうした厳しい情勢下において、犯罪を効率的に検挙するとともに、犯罪被害者等の視点に立った適切な支援を実施し、県民の安全・安心を確保するためには、自動車ナンバー自動読取システム等の科学技術を活用した基盤整備や性犯罪・性暴力被害者支援交付金等の犯罪被害者のための施策の拡充に加え、警察官の増員が必要不可欠である。

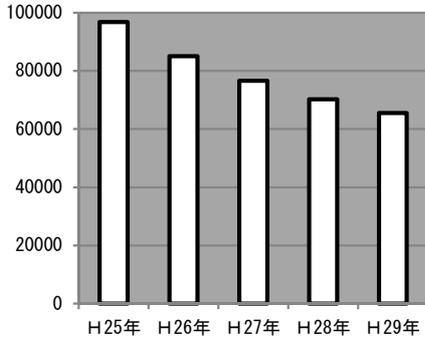
○ 本県の警察施設は全般的に老朽化が著しく、警察署については全体の約7割が築30年以上となっている。本県においては、財政状況が厳しい中ではあるが、特に災害時において、地域安全の最重要拠点となる警察署が十分な機能を発揮できるよう、計画的な整備を進めていく必要がある。施設整備には補助金を活用しているが、過去3年間の補助金単価の推移から、計画的かつ十分な施設整備を推進するうえで依然厳しい状況にあり、基準の見直しを図るべきである。

○ 自主防犯活動などを始めとする地域における取組は、その必要性が年々高まるとともに、地域の安全には欠かせないものとなっている。しかしながら、各行政機関では、財政状況が厳しい中、広報啓発や自主防犯活動の促進のための対策について十分な財源措置がない中で実施しているのが現状である。国・県・市町村等が連携し、地域において、広報啓発活動、防犯団体の活動を担う人材の養成、防犯カメラ等防犯機器の設置等地域安全施策を総合的に推進するために、所要の財政措置を講ずることが必要である。

(参 考)

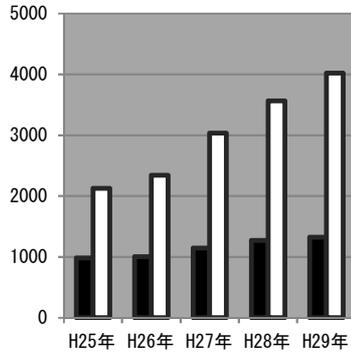
◇ 愛知県内の治安情勢

刑法犯認知件数の推移



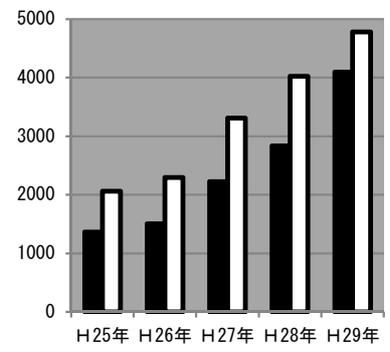
□刑法犯認知件数

ストーカー相談及びDV相談件数の推移



■ストーカー相談件数 □DV相談件数

児童虐待認知件数と警察が児童相談所に通告した児童数



■児童虐待事案の認知件数 □警察から児童相談所に通告した児童数

◇ 愛知県内の犯罪発生状況

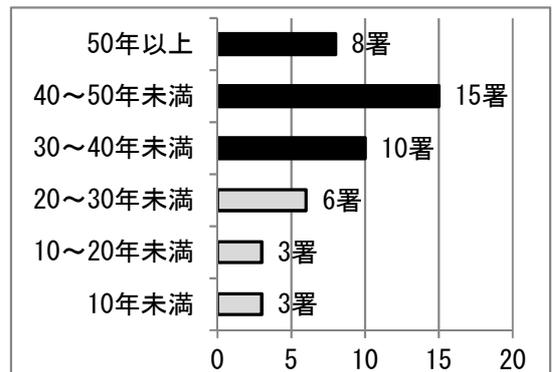
平成29年中の主な犯罪発生状況

犯罪の種類別	件数	全国
住宅対象侵入盗	3,676	1位
空き巣	2,663	1位
忍込み	851	2位
居空き	162	4位
自動車盗	1,127	4位
部品ねらい	3,188	2位
車上ねらい	4,610	2位
刑法犯総数	65,511	3位

※全国順位はワースト順

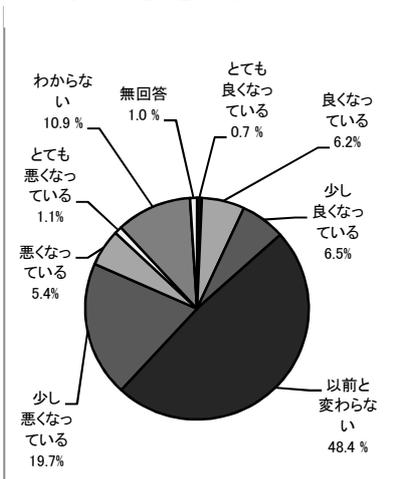
◇ 警察署の経年状況

築年数別の警察署数 (全45署) 平成30年8月末現在

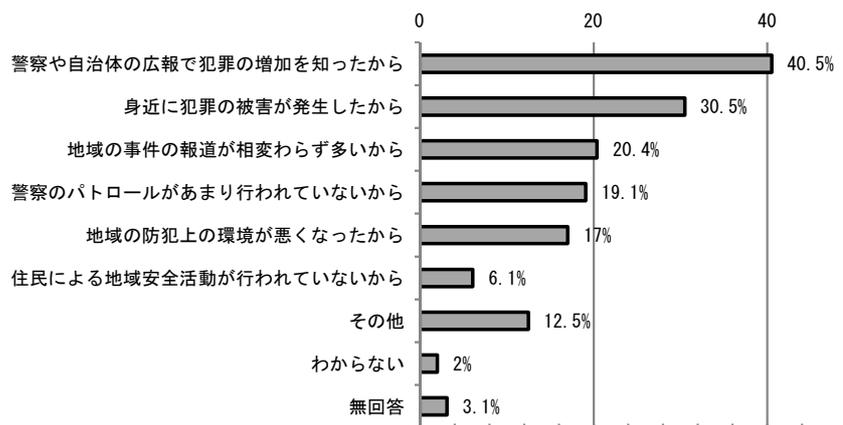


◇ 警察活動について(平成29年度第1回県政世論調査)

地域の安全は、以前(3年前)に比べてどうなっていると思うか。



左記質問で「少し悪くなっている」「悪くなっている」「とても悪くなっている」と答えた方へ。そう思った理由は何か。【0は2つまで】



38 地方消費者行政に対する支援について

(財務省、内閣府)

【内容】

- (1) 高齢化や情報通信技術の発達による消費者被害の増加など、社会環境の変化に伴う新たな消費者問題に対応するとともに、消費者が自主的かつ合理的に行動できるよう、消費者教育・啓発を推進するため、地方消費者行政に対する支援の充実を図ること。
- (2) とりわけ、市町村消費生活センターの相談体制の質の向上を図るため、国家資格等を有する消費生活相談員の配置及び研修の機会の確保ができるよう、引き続き交付金による安定的かつ十分な財政措置を講じること。
- (3) また、高齢者等を地域で見守る体制の構築や、成年年齢引下げに対応した若年者への消費者教育の推進など、消費者行政の課題に積極的に取り組めるよう、十分な財政措置を講じるとともに、補助率の引上げを含め、長期的かつ柔軟な活用ができる交付金制度とすること。

(背景)

- 平成21年9月に消費者安全法が施行され、消費生活相談等の事務を行うため、都道府県には消費生活センターの設置が義務づけられ、市町村は、その設置に努めることとされた。
- 国は、地方消費者行政の強化のため、平成21年度から地方消費者行政推進交付金等を通じた財政支援を行ってきた。また、「地方消費者行政強化作戦」を定め、消費生活センターの設立促進などを当面の政策目標として掲げている（平成26年1月策定、平成27年3月改定）。
- 本県では、国の交付金等を活用し、消費生活センターの整備や消費者教育・啓発などの事業を実施してきた（50市町村で消費生活センター設置済）。
- しかしながら、国の平成30年度交付額は、平成29年度と比較して減額となったことから、本県では、市町村に対して、消費生活センター運営費（消費生活相談員の人件費等）は確保できたものの、消費者教育・啓発等の事業費は、交付金の活用期間内（事業ごとに最長9年間）にもかかわらず、事業継続のための必要額が交付できない状況となった。これに対して、市町村からは、補助額の増額について要望があった。
- 市町村消費生活センターの相談体制を確保し、質の向上を図っていくためには、国家資格等を有する消費生活相談員の配置及び研修の機会の確保が必須であり、引き続き国の交付金（補助率10/10）による安定的かつ十分な財政支援が必要である。
- 高齢者等を地域で見守る体制の構築については、見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会）を人口5万人以上の全市町に設置することが「地方消費者行政強化作戦」の当面の政策目標となっている。また、民法改正による成年年齢の引下げにより、新たに成人となる18歳、19歳の消費者被害増加が懸念されており、若年者への消費者教育が一層重要となっている。本県としても、これらの課題に積極的に取り組んでいく必要があるが、財源の確保は困難であり、国の十分な財政支援と、補助率（1/2）の引上げを含め、長期的かつ柔軟な活用ができる交付金制度への改善が必要である。

(参 考)

◇ 市町村消費生活センター設置状況

	27年4月	28年4月	29年4月	30年4月	全国の市町村 (30年4月)
5万人以上市町	23.5% (8/34)	47.1% (16/34)	82.4% (28/34)	100% (34/34)	94.9% (517/545)
5万人未満市町村	0.0% (0/20)	45.0% (9/20)	80.0% (16/20)	80.0% (16/20)	49.1% (587/1,196)

◇ 地域の見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会）設置状況

愛知県：28年10月19日設置

市町村（30.9.30現在）：設置済7市

全国（30.9.30現在）：道府県11、人口5万人以上88、人口5万人未満80、合計179自治体

◇ 成年年齢引下げに対応した消費者教育の対象となる若年者人口

15歳：71,343人、16歳：72,636人、17歳：73,930人 計217,909人

（30.4.1現在。愛知県人口動向調査より）

◇ 地方消費者行政強化交付金の規模（29年度は地方消費者行政推進交付金）

年度	国予算区分	国予算額	愛知県交付額	
29年度	28年度補正予算	20億円	県	26,266千円
	29年度当初予算	30億円	市町村	197,110千円
	計	50億円	計	223,376千円
30年度	29年度補正予算	地方消費者行政推進交付金 12億円	推進事業分 県	7,639千円
	30年度当初予算	地方消費者行政強化交付金 24億円	市町村	134,799千円
	計	36億円	計	142,438千円
			強化事業分 県	1,969千円
			市町村	6,071千円
			計	8,040千円
31年度	予算概算要求	地方消費者行政強化交付金 40億円	交付額合計150,478千円	

◇ 交付金（推進事業分）要望額と交付状況

（単位：千円）

	30年度 要望額(A)	30年度 交付額(B)	交付割合 (B)/(A)	31年度 要望額(想定)
推進事業分 (県+市町村)	209,780	(※)142,438	67.9%	190,686
うち市町村 相談員経費	人件費	122,105	91.8%	122,000
	研修費	10,323	59.9%	10,000
	計	132,428	118,227	89.3%
うち市町村啓発事業費	63,247	16,489	26.1%	49,656

※ 消費者行政活性化基金の取崩し25,000千円含む。

◇ 「地方消費者行政強化作戦」の当面の政策目標（抜粋、消費者庁平成27年3月改定）

<政策目標1> 相談体制の空白地域解消

1-1 相談窓口未設置自治体（市町村）を解消

<政策目標2> 相談体制の質の向上

2-1 消費生活センターの設立促進（人口5万人以上の全市町、かつ5万人未満の市町村の50%以上）

2-2 消費生活相談員を管内自治体（市町村）の50%以上に配置

2-3 消費生活相談員の資格保有率を75%以上に引き上げ

2-4 消費生活相談員の研修参加率を100%に引き上げ（各年度）

<政策目標5> 「見守りネットワーク」の構築

5-1 消費者安全確保地域協議会の設置（人口5万人以上の全市町）